

電子技術キーワード解説

知っておきたい最新の動き

[新 EMC 指令]

欧州連合（EU）域へ製品を出荷するためには、機器に CE マーキングを貼付する必要があります。CE マーキングの貼付のために、対応しなければならないものに、EMC 指令があります。この EMC 指令については、2004 年に新 EMC 指令（2004/108/EC）が公表されており、適用は、2007 年 7 月 20 日からとされています。2009 年 7 月までは、移行処置として、従来の EMC 指令（89/336/EEC）ですでに適合宣言した機器は市場に出すことはできますが、これ以降は、新 EMC 指令が強制適用となります。

今月は、適用が本格的に開始されるこの新 EMC 指令を取り上げてみたいと思います。

本来の EMC 指令の目的とするところは、調和のとれた EMC 環境、市場の自由化、規格対応コストの抑制などがあります。EMC 指令により、EU 域内で市場に出る機器は、同一の技術基準に従っていることが保証されます。

新 EMC 指令の指令は、従来の EMC 指令の目的を維持しながら、ニューアプローチ指令の規制内容に従っています。ニューアプローチ指令とは、EU 域内での貿易障壁の除去を目的として導入されたもので、幅広い製品分野を対象とする包括的な指令が分野別に出されます。そして、該当する指令の要求事項に適合する製品は EU 域内での自由な流通が認められることになっています。



新 EMC 指令における主な変更内容には、次のようなものがあります。

(1) 機器の適用範囲の見直し

適用範囲を見直しています。適用範囲外となったものには、欧州無線および通信端末機器指令（R&TTE 指令）で扱われている機器、航空機固有の規則で扱われている機器（航空機、および航空機に取り付けられる機器）、本質的に影響の少ない機器（腕時計など）です。一方、新たに適用範囲に加わったものには、装置に組み込むことを意図したコンポーネント（PC 用マザーボード、IO ユニットなど）などがあります。

(2) 装置の適合性評価

製造業者は、該当装置に対して EMC アセスメントを実施し、EMC 指令の保護要求への適合性を確認することが求められています。ここで、保護要求とは、外部へ電磁妨害（EMI）を発生させない、および予期される外部からの電磁妨害に耐えられる（EMS）ことです。

その装置に適用可能な、すべての整合規格の適用により、適合性評価が確認されれば、EMC アセスメントが実施されたと見なすことができます。

一方、整合規格を全面的に適用しなかった場合には、EMC アセスメントの実施により、保護要求に適合することを確認することが必要となります。

(3) 固定設備の定義と異なった規制アプローチ

固定設備は、EU 域内のあらかじめ決められた場所で、恒久的な使用を意図するものを言います。本設備は適合性評価の対象にはなりません、保護要求には適合していなければならないとされています。

製造業者は、適合性評価手続きに従うか、あるいは固定設備の名称と場所を詳述する添付文書と、その設備の適合性を維持するために講じるべき EMC 上の注意事項を用意するかのいずれかを選択できるとしています。

(4) その他

その他、CE マーキング適合宣言書作成までの流れ、整合規格の取扱いなども改定されています。

製造業者からすると、新 EMC 指令 (2004/108/EC) は、整合性評価の手法を選択できるようになど、自由度が増えましたが、一方、責任が大きくなったとも言えます。単に規格適合の視点のみならず、EU 域内で製品を展開するための企業の体制の見直しなども必要かもしれません。

(日経産業新聞 2007 年 7 月 19 日号 平戸昌利: いよいよスタート新 EMC 指令 改正のポイント、
テュフズードオートマホームページ EMC 資料集 佐藤智典: [EMC 指令解説: 89/336/EEC、及び 2004/108/EC への適合のためのガイド = 改訂版](#)などを参考)

Copyright (C) Satoru Haga 2007, All right reserved.

技術・経営の戦略研究・トータルサポータ	工学博士 中小企業診断士 社会保険労務士(登録予定)
ティー・エム研究所	代表 芳賀 知
E-Mail: GHH12525@nifty.com	URL: http://homepage3.nifty.com/s-haga